

インボイス制度と独占禁止法

2023年6月22日

矢吹法律事務所セミナー

弁護士 高木加奈子

インボイス制度とは？

- ➡ 外部から調達した財・サービス（**仕入れ**）の対価について、登録した**課税事業者**が発行した適格な請求書等（**インボイス**）を取得・保存していない限り、消費税の申告・納税において、当該対価に係る消費税相当額（仕入税額）の税額控除（**仕入税額控除**）が受けられないものとする制度
- ➡ 2023年10月1日から開始（cf.**経過措置**）

仕入税額控除とは？

◎消費税及び地方消費税の負担と納付の流れ



国税庁サイトより

(https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/01_3.htm)

問題となる取引とは？

■ **免税事業者**（主に、課税売上高が1000万円以下の個人事業主）からの商品・サービスの仕入れ

← 仕入先がインボイス発行事業者（課税事業者）でないと、当該仕入額について仕入税額控除ができなくなる

= **消費税納税額が増える**

独占禁止法上何が問題になるのか？

仕入先の免税事業者に対し、

- 課税事業者（インボイス発行事業者）になってほしい
 - 免税事業者のままなら、仕入価格を（仕入れ等に係る消費税額分）引き下げたい
 - 仕入価格を引き下げないなら、取引をやめたいと要請する
- ⇒ **優越的地位の濫用**に該当しないか？

優越的地位の濫用とは？

- ➡ 取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えること
- ➡ ①優越的地位、②正常な商慣習に照らして不当に（公正な競争を阻害するおそれ）、③不利益を与える行為（濫用行為）が必要
- ➡ 違反すると、排除措置命令のほか、違反期間の取引額の1パーセントの課徴金が課される
- ➡ 公取委は、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（優越ガイドライン）を公表

どういふ場合に独禁法上問題になるか？（インボイス Q&A Q7のA6） – 課税事業者となるよう要請

- ▶ 課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、**課税事業者になるよう要請**することがあります。このような**要請を行うこと自体**は、独占禁止法上問題となるものではありません。
- ▶ しかし、課税事業者になるよう要請することにとどまらず、**課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなど**と一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。

どういう場合に独禁法上問題になるか？（インボイス Q&A Q7のA6） – 課税事業者となるよう要請

- ▶ **例えば、免税事業者が取引価格の維持を求めたにもかかわらず、取引価格を引き下げる理由を書面、電子メール等で免税事業者に回答することなく、取引価格を引き下げる場合は、これに該当します。**
- ▶ **したがって、取引先の免税事業者との間で、取引価格等について再交渉する場合には、免税事業者と十分に協議を行っていただき、仕入側の事業者の都合のみで低い価格を設定する等しないよう、注意する必要があります。**

免税事業者に対し、課税事業者（インボイス発行事業者）になってほしい、と要請してよいか？

- 先ほどの例で、免税事業者である卸売業者が課税事業者になってくれば、小売業者としては、これまでどおり仕入税額控除（②－①）ができ、消費税納税額もそのまま
 - 他方、免税事業者である卸売業者としては、課税事業者になると、新たに消費税の納税義務が生じるし、インボイスを発行する事務負担が増える
- ➡ 上記卸売業者の不利益は、**税制度、インボイス制度の導入に起因する**ものであり、卸売業者に課税事業者になってほしいと要請することは、**②公正な競争を阻害するおそれ**や**③濫用行為**に該当しない。
- ➡ しかし、同時に、「**課税事業者にならないなら**、今後は取引価格を消費税額分引き下げますよ」とか「**課税事業者にならないなら**、今後は取引を停止しますよ」とかいうと、②、③に当たる可能性あり

どういふ場合に独禁法上問題になるか？（インボイスQ&A Q7のA1） – **取引対価の引下げ**

取引上優越した地位にある事業者（買手）からの要請に応じて仕入先が免税事業者から課税事業者となった場合であって、その際、**仕入先が納税義務を負うこととなる消費税分を勘案した取引価格の交渉が形式的なものにすぎず、著しく低い取引価格を設定した場合についても同様（＝独占禁止法上問題となります）**です。

課税事業者になってくれたときに、仕入価格はそのままでもいいのか？

- 先ほどの例で、免税事業者である卸売業者に、消費税相当額を支払っていた（合計77,000円）場合 = これまで2,000円は製造業者の「**益税**」
 - ⇒ 課税事業者になるということは、その2,000円を納税することになる。
 - ➡ 卸売業者は「益税」分を仕入価格に上乗せする必要はない。
- 先ほどの例で、課税事業者でないため、卸売業者に、消費税相当額を支払っていなかった（合計70,000円）場合
 - ⇒ 課税事業者になるということは、卸売業者は1,364円（6,364円（70,000円 ÷ 1.1） - 5,000円）を納税することになる。⇒ 価格がこのままだと**追加コスト**
 - ➡ 小売業者が、卸売業者からの値上げ要請に一切応じず、仕入価格をそのままとした場合には、**③ 濫用行為（買ったたき）**に該当するおそれあり
 - ➡ 仕入価格に上乗せする必要あり → いくらか上乗せするかは実質的な協議

どういふ場合に独禁法上問題になるか？（インボイスQ&A Q7のA1） – 取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施後の免税事業者との取引において、仕入税額控除ができないことを理由に、免税事業者に対して取引価格の引下げを要請し、取引価格の再交渉において、仕入税額控除が制限される分について、**免税事業者の仕入れや諸経費の支払いに係る消費税の負担をも考慮した上で、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。**

どういふ場合に独禁法上問題になるか？（インボイスQ&A Q7のA1） – **取引対価の引下げ**

しかし、再交渉が**形式的なもの**にすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、**免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格**を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。

仕入税額控除とは？

◎消費税及び地方消費税の負担と納付の流れ



国税庁サイトより

(https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/01_3.htm)

免税事業者のままなら仕入価格を（仕入れ等に係る消費税額分）引き下げたいと要請してよいか？

- 先ほどの例で、卸売業者が免税事業者のままだと、小売業者は、仕入税額控除（③－②）ができないので、消費税として10,000円を納税しなければならない。よって、小売業者としては、**仕入価格を、仕入れに係る消費税額分7,000円**引き下げたい。
- 免税事業者である卸売業者は、小売業者から受け取った7,000円が「益税」のまま。他方で、製造業者からの**仕入税額5,000円**は負担している。
 - ➔ 免税事業者の付加価値分の消費税相当額（**2,000円**）の仕入価格の引下げ（合計75,000円）は、原則として問題とはならない。
 - ➔ しかし、免税事業者の仕入税額（5,000円）を超える引下げは、**③濫用行為（買ったたき）**に当たる可能性あり
 - ➔ 2,001円～5,000円の引下げは、実質的な協議が必要。

どういふ場合に独禁法上問題になるか？（インボイスQ&A Q7のA5） – 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは**基本的に自由**ですが、例えば、取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、**一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格**など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であつて、**これに応じない相手方との取引を停止した場合**には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

取引を打ち切りたい と要請してよいか？

- 先ほどの例で、小売業者は、卸売業者と新しく取引を開始する場合に、他の卸売業者と比較して、免税事業者であることを理由に当該卸売業者と取引をしないことは自由。
- しかし、例えば、継続的に取引している卸売業者に対し、「**課税事業者になってくれないから、取引をやめます**」とか、「**仕入価格から消費税相当額を引き下げてくれないから、取引をやめます**」という**と、③濫用行為（買ったたき）**にあたりうる。

インボイス制度への公取委の対応は？

- ▶ 「インボイス制度関連コーナー」というページ
(<https://www.jftc.go.jp/invoice/index.html>)
- ▶ 2022年1月・3月「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」
(https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html)
- ▶ 2023年5月「**インボイス制度の実施に関連した注意事例**について」

【公取委が注意した事業者の業態

- ・イラスト制作業者
- ・農産物加工品製造販売業者
- ・ハンドメイドショップ運営事業者
- ・人材派遣業者
- ・電子漫画配信取次サービス業者

⇒ その取引の相手方

- ⇒ イラストレーター
- ⇒ 農家
- ⇒ ハンドメイド作家
- ⇒ 翻訳者・通訳者
- ⇒ 漫画作家